

令和 3 年 4 月 6 日

職員の皆様へ

総 務 部 長

新型コロナウイルス感染症に関する職員の自覚について

新型コロナウイルス感染情報については、三重県が感染経路や濃厚接触者等を調査し、感染拡大防止に必要な情報と患者等の個人情報保護の観点から精査し、必要な内容を公表しています。

また、志摩市においてはこれまで個人の偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないようにホームページやチラシにおいて呼びかけを行ってきました。

また、職員に対しても、これまでも複数回にわたり周知文書を発出し、休暇中の心がけやデマ情報に対する注意喚起を行ってきたところです。

今回、事実関係は定かではありませんが「市の職員が自ら個人の差別につながる発言をしている」と市民の方から指摘がありました。

仮に職員が新型コロナウイルス感染に伴う差別発言をしているならば人として許される行為ではありません。

また、新型コロナウイルス感染に関する情報は、公的機関（企業が感染防止の観点で自主的に公表する場合を含む。）から発表されている以外のものは不確かな情報であり、仮に公的機関以外が発信している感染情報等に惑わされ、その情報を拡散しているとするならば、公務員として自覚のない行為であり、このことにより市職員全体が市民に不信感を抱かれることになります。

今一度、私たち一人ひとりが市民の模範となるべき公務員であることを自覚し、以下の行為について厳に謹んでください。

これらに違反する行為が確認された場合は、地方公務員法に規定する信用失墜行為の禁止に違反する行為として、規律違反の対象とし懲戒処分とします。

なお、所属長におかれましては周知する場合も単に回覧するのではなく朝礼などの場面で直接呼びかけるなど工夫して、施設職員、現業職員、会計年度任用職員などを含む全職員に対して周知徹底してください。

記

- 個人の偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷を行うこと。
- 感染症に対するデマや噂など、事実と異なる情報を発信すること。
- 事実に反する情報や単なる噂の拡散に加担すること。
- 信用失墜行為の禁止、守秘義務に違反する情報を発信すること。

※会計年度任用職員についても適用されますので、ご承知おきください。

事務担当

総務課 人事研修係 2512、2513